

令和7年11月26日

関係各位

高知労働局労働基準部健康安全課長

個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る「改正労働安全衛生法説明会」
の開催について（周知依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃から労働基準行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法は、「職場における労働者の安全と健康を確保する」（同法第1条）ことを一義的な目的としており、これまで労働安全衛生行政は、労使関係の下での労働者の安全衛生の確保を目的として様々な施策を講じてきたことに加え、個人事業者等の安全衛生対策については、これまで関係省庁との連携の下で、周知啓発等の取組を行ってきたところです。

今般、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が第217回国会で成立し、令和7年5月14日に公布され、既存の労働災害防止対策に個人事業者等（中小企業の事業主又は役員を含む。以下同じ。）をも取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合に、個人事業者等自身が講じるべき措置や、当該場合に注文者等が講じるべき措置等が規定され、順次施行が予定されています。

このため、厚生労働省では、改正法の施行に向けて個人事業者等に係る改正項目を中心に改正法の説明を行う説明会を、全国13都市（オンライン併用）で開催することとしております。

つきましては、貴会におかれましても、趣旨をご理解いただくとともに、会員事業場等に対する周知等に特段の御配慮をお願いいたします。

【改正労働安全衛生法説明会情報】

- ① 厚生労働省ホームページの以下の箇所に掲載しています。

厚生労働省HP＞新着情報一覧＞2025年11月17日（月）掲載＞

政策分野 個人事業者等の安全衛生対策について-改正労働安全衛生法説明会
をクリック。

- ②説明会情報掲載ページURL：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei03_00004.html